

平成 28 年度 離島観光活性化促進事業 「15 離島等重点プロモーション動画制作」

企画コンペティション募集要綱

(目的)

第1条 本企画コンペティション(以下コンペ)に係る委託業務は、沖縄離島の観光魅力を動画ツールを活用して情報発信することで、島ごとに異なる離島観光イメージを定着させ、沖縄本島周辺離島(15離島)の周遊を促すほか、沖縄離島旅行未経験者市場の開拓及びリピーターの再訪を促し、国内における沖縄離島の更なる認知度向上・誘客を促進することを目的とする。

(企画内容)

第2条 募集する企画の内容は、別紙「委託業務仕様書」のとおりとする。

(見積り)

第3条 提案総額の上限は、11,880,000 円(消費税込み)とする。ただし、この金額は企画提案のため提示した金額であり、実際の契約金額とは異なる。

(委託期間)

第4条 委託期間は契約締結の日から平成 29 年 3 月 6 日までとする。

(参加資格)

第5条 企画コンペの参加資格は、次の要件を全て満たす企業又は団体とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和 22 年政令 16 号)第 167 条の 4 第1項の規定に該当しないこと。
- (2) 団体役員に次のいずれかに該当するものが含まれていないこと。
 - ①破産者で復権を得ない者。
 - ②禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者。
 - ③暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者(以下「暴力団の構成員等」と略記)
- (3) 暴力団の構成員等の統制の下にない団体。
- (4) 沖縄県内に本社又は支店、営業所等を有すること。
- (5) 過去に官公庁及び関係団体から受託した誘客事業の実績(沖縄県内または他都道府県)を有すること。
- (6) 本事業を運営するにあたっては、必要に応じて事務局と速やかに連携を行うなど、事業を円滑に履行することができる体制が整備されていること。
- (7) 本業務に企画提案するにあたっては次の事項に留意すること。
 - ①複数の企業等でコンソーシアムを構成し、応募する場合は、幹事企業を選定すること。
 - ②1 社につき 1 提案の応募とし、1 つの企業が複数のコンソーシアムを通じて 2 企画以上提案す

ることはできない。

(8)コンソーシアムを構成する場合、幹事企業は(4)に該当すること。

(提出書類)

第6条 企画コンペに参加する企業又は団体は、所定の様式により提出期限までに一般財団法人沖縄観光コンベンションビューロー(以下「OCVB」という。)へ、原本を郵送もしくは持ち込みにて提出しなければならない。FAX、電子メール等での提出は受け付けない。

(提出書類/スケジュール)

第7条 企画コンペに関する業務日程は、次のとおりとする。

(1)企画参加申込書(様式1)の提出

- ①提出期日/平成28年11月2日(水)17:00(必着)まで
- ②企画提出者は、所定の資料に必要事項を記載後、原本を郵送(持参)すること。
- ③提出期日(時間)までに提出の無い者の提案は、受け付けない。

(2)質問書(様式2)の提出

- ①締切/平成28年11月2日(水)17:00まで
- ②所定の様式(様式2)に質問事項を記入後、E-mail添付にてOCVB担当者へ質問すること。
- ③回答はメールにて行うものとし、企画参加者の全担当へ同報する。

(3)企画書の提出

- ①提出期日/平成28年11月7日(月)17:00(必着)まで
- ②提出場所/OCVB 国内事業部 国内プロモーション課 大城 宛
- ③提出書類/提出する全ての書類は2穴パンチをあげ、カバー等は付けないこと。

ア. 企画提出書(様式3) 7部

※共同体として提案する場合、様式3の項目3、4、5については参加事業者の全社分提出すること。

イ. 評点概要書(様式4) 1部

※企画提案書に基づき、それぞれの項目に記入例を参考に簡潔に記載すること

※下記メールアドレス宛てにエクセルデータでの提出も行う。

提出先アドレス:ritohaku@ocvb.or.jp

提出期限:平成28年11月7日(月)17:00まで

ウ. 企画書 7部

※提出する企画書については社名表記をし、A4横置き・横書き、図面類はA3横・綴じ方は短辺綴じとする。所定の形式以外の企画書については、受け付けない。

※表紙、目次を省く両面印刷 20枚以内(見積りは別冊添付)

※綴じ方例



エ. 見積書 7部

※社名表記をし、社印を押印したもの

※各項目別の一式表記と内訳明細書を記載

※一般管理費は外出しで計上すること(広告費や制作費には含めない)

オ. 辞退申請書(様式5) 1部

※企画参加申請書(様式1)を提出後、諸般の事情により企画書の提出を辞退する場合は企画書提出期限日までに辞退申請書を提出すること

④企画提案書留意事項

下記内容を必ず記載すること。

※YouTube等での動画広告としての放映も想定することとし、絵コンテなど、映像の内容・イメージが分かるもの

※当該事業の実施方針及び具体的な提案

※当該事業の実施体制

※実施スケジュール

(4)1次審査実施予定日:平成28年11月11日(金)

(5)1次審査結果通知予定日:平成28年11月14日(月) ※1次審査通過企業のみ通知

(6)2次審査実施予定日:平成28年11月21日(月)

(7)2次審査結果通知予定日:2次審査会翌日までに ※全参画社へ通知

(再委託について)

第8条 本事業を実施するにあたっては、OCVBの承認なくして、委託業務の全部または一部を第三者に委託(以下「再委託」という。)してはならない。この場合の再委託者の資格については、本要綱、第5条参加資格の規定を準用するものとする。

(審査)

第9条 審査は次のとおり行う。

(1)1次審査は、企画コンペ選定委員会による書面審査にて行い、上位3社を上限に選出する。

(2)1次審査で選出された企業又は団体を対象に、プレゼンテーションに基づく2次審査を行い、委託候補を選定する。なお、プレゼンテーションに関しては、1者当たり15分とする(プレゼン10分 質疑応答5分)。

(審査基準)

第10条 審査に当たっては、次に掲げる事項について総合的に勘案し評価を行う。

- (1) 短時間の視聴におけるイメージ訴求に効果的な映像制作が見込めるか。
- (2) 15 離島各エリアのイメージ醸成について効果的な映像制作が見込めるか。
 - ①各エリアでの周遊モデルコースが分かりやすく提示されているか。
 - ②体験コンテンツ、食、宿泊など、島の魅力が分かりやすく提示されているか。
 - ③一般旅行者が利用しやすい仕様となっているか。
- (3) 作業スケジュールおよび実施体制
作業スケジュールは無理なく適切に設定されており、実施内容を踏まえた実施体制となっているか。
- (4) 実績
本事業と類似又は同規模の事業を実施した実績を有しているか。
- (5) 見積り
見積額は限られた予算の中で最大の効果を生む内容となっており、合理的且つ適正か。

(著作権等)

第11条 著作権及び使用権は次のとおりとする。

- (1) 本委託事業にて制作した成果物の著作権及び使用権は、OCVB に帰属する。
- (2) 本委託事業にて撮影した映像、写真等の著作権及び使用権は、OCVB に帰属する。
- (3) 著作者人格権については行使しないものとする。
- (4) 本委託業務にあたり、第三者の著作権、肖像権等その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理する。

(委託契約)

第12条 委託契約については、原則として第 1 位入選者と契約を行うものとするが、委託に関して必要な協議が合意に至らなかった場合は、次順位以降の者を繰り上げて、協議の上契約するものとする。

(その他留意事項)

第13条 前条までの規定に定めるもののほか、次の事項に留意すること。

- (1) 応募書類の作成等に関する費用は、申請者の負担とする。
- (2) 応募書類に虚偽の記載をした場合には、応募を無効とする。
- (3) 応募書類に不備・不足がある場合、審査の時の減点対象となる。
- (4) 応募書類の提出後は、記載された内容の変更は認めない。
- (5) 提出された応募書類は、返却しない。
- (6) 1次審査、2次審査の審査内容及び経過については、公表しない。

(了)